三　防護管理者定期講習業務の実施方法に関する事項
四　防護管理者定期講習業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
五　防護管理者定期講習の受講の申込みに関する事項
六　防護管理者定期講習の受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項
七　防護管理者定期講習に用いる教材に関する事項
八　防護管理者定期講習の修了証の交付に関する事項
九　講師の選任及び解任に関する事項
十　防護管理者定期講習業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
十一　財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
十二　その他防護管理者定期講習業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の届出）

第百二十八条　登録防護管理者定期講習機関は、法第四十一条の四十五の規定により防護管理者定期講習業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第二十五の届書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第百二十九条　法第四十一条の四十六において準用する法第四十一条の七第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第四十一条の四十六において準用する法第四十一条の七第二項第四号の原子力規制委員会規則で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録防護管理者定期講習機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿の記載等）

第百三十条　法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十三の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一　防護管理者定期講習の実施年月日
二　防護管理者定期講習の実施場所
三　防護管理者定期講習を行った講師の氏名並びに当該防護管理者定期講習において担当した課目及びその時間
四　防護管理者定期講習の修了者の氏名、生年月日及び住所、防護管理者定期講習の修了証の交付年月日並びに特定放射性同位元素防護管理者として選任されている事業所等の名称及び所在地
五　その他防護管理者定期講習に関し必要な事項

2　法第四十一条の四十六において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、防護管理者定期講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から防護管理者定期講習業務を廃止するまで保存しなければならない。